

# 社会的選択理論と会計基準

細 田 哲

1. はじめに
2. 社会的選択理論とは
3. 社会的選択理論と会計問題
  - 3-1. 社会的選択理論と会計政策
  - 3-2. クッシングの批判的見解
4. 会計研究における社会的選択理論の意義と限界
5. 企業会計審議会方式についての若干の検討
6. むすび

## 1. はじめに

筆者(1977, 18—19頁)は、社会的選択理論を会計政策研究に適用する試みが、少なからず展開されていることを指摘した。会計政策研究と社会的選択理論との関連性は、次のように考えることができる。

社会的選択理論とは、各個人が合理的すなわち整合的な判断もしくは判断規準をもち合わせていると仮定して、そこからどのようなルールを採用した場合に、整合的な社会的判断もしくは判断規準が導き出されるかということを研究対象としている。したがって、会計政策の決定すなわち会計基準の設定活動と<sup>(1)</sup>は、(1) 様々な利害関係者に影響を及ぼす社会的意思決定であり、(2) そのため、その政策決定プロセスは、それら利害関係者の選好ないしは判断規準を反映する民主的なものであらねばならないと認識してはじめて、ここに社会的選択理論を会計政策研究に導入する意義が生じる。そのため、会計基準の設定活動をそのように認識しない人々は、会計研究における社会的選択理論の意義

を十分に会得できないであろう。

ところで、本稿の目的は次の2点にある。

1. 社会的選択理論の会計研究とりわけ会計政策研究における意義と限界を明らかにすること。
2. 社会的選択理論にてらして、我が国の会計基準設定方式である企業会計審議会方式について若干の検討を加えること。

そこで、本稿では、次のような構成をとることによって、上記の目的を少なからず達成したい。まずはじめに、社会的選択理論そのものを概説する。次に、その社会的選択理論と会計研究とりわけ会計政策研究との関連性を説明する。同時に、これまでにみられた社会的選択理論の会計研究への適用例を紹介する。さらに、それらの研究の欠陥を指摘するクッシング Cushing (1977) の批判的見解を紹介するとともに、それに対して検討を加える。そこで、それらの議論を総括して、会計研究における社会的選択理論の意義と限界とを明らかにする。そして最後に、その結果に基づいて、企業会計審議会方式について若干の考察を加える。

## 2. 社会的選択理論とは

社会的選択理論とは、アローがその著書「社会的選択と個人的評価」(*Social Choice and Individual Values*) 第1版を、1951年に世に問うて以来、数多くの論者によって展開されてきた一連の理論をさす。そこで、ここでは、アローの主張を中心に社会的選択理論の概要を示すことにしよう。<sup>(2)</sup>

上記の著作の主題について、アロー Arrow (1963, p. 2, 邦訳5頁) は、「本書では、……一組の既知の個人的嗜好から一つの社会的意思決定に移行する手続きでいくつかの自然の条件を満足するもの、を構成することが形式的に可能であるか否かが問われている。」(傍点引用者)と述べている。そして、この主題についての理解を容易にするために「投票の逆理」としてよく知られている実例を挙げている。

投票の逆理とは、次のような事からである。いま3人の投票者 a, b, c が

おり、3つの選択案  $x$ ,  $y$ ,  $z$  があるとする。投票者  $a$  は  $x$  を  $y$  より、 $y$  を  $z$  より選好する。したがって、 $x$  を  $z$  より選好する。投票者  $b$  は  $y$  を  $z$  より、 $z$  を  $x$  より選好する。したがって  $y$  を  $x$  より選好する。また投票者  $c$  は  $z$  を  $x$  より、 $x$  を  $y$  より選好する。したがって  $z$  を  $y$  より選好する。この場合、個人的な順序づけにおいては、 $x$  と  $y$  との関係については、 $a$  と  $c$  (多数) が  $x$  を  $y$  より選好し、 $y$  と  $z$  との関係については、 $a$  と  $b$  (多数) が  $y$  を  $z$  より選好している。すなわち、社会は  $x$  を  $y$  より、 $y$  を  $z$  より選好している。そこで、社会が合理的な意思決定を下すとするならば、 $x$  を  $z$  より選好するはずである。しかるに、社会の多数 ( $b$  と  $c$ ) は、 $z$  を  $x$  より選好しているのである。

すなわち、この投票の逆理とは、個人レベルにおいて整合的な選好関係が成立していても、それを集計した場合に、社会的レベルでは整合的な選好関係が成立しないという事例を示している。

このように、アローの著作の特徴は、記号論理学の手法を用いて、古典的な投票の逆理という問題を正確に定式化し、それによって一般化を達成した(一般可能性定理を証明した)という点にもとめられる<sup>(3)</sup>(村上, 1971, 112頁)。

次に、アローがその一般可能性定理を証明したプロセスをみてみよう。

第1に、社会を構成する個人は有限であるとする。第2に、その個人が選択する際の選択対象と考えられる社会状態は複数個存在し、無限であってもよいとする。第3に、各個人は、次に示す公理 I と公理 II とを満足する序列づけを行なうという意味において、合理的であると仮定する。

公理 I すべての選択対象  $x$  と  $y$  に対して、 $x R y$  または  $y R x$  のうち少なくとも一方が成立する。

公理 II すべての選択対象  $x$ ,  $y$ ,  $z$  に対して、 $x R y$  かつ  $y R z$  ならば  $x R z$  である。

公理 I を満足する関係  $R$  は、「連結律」を満足する関係と呼ばれる。関係  $x R y$  は  $x$  を  $y$  より選好するという関係 ( $x P y$ )、 $x$  と  $y$  とは無差別であるという関係 ( $x I y$ ) のうち、どちらか一方が成立していることを示している。そこで、 $x R y$  が成立し、 $y R x$  が成立していないときは、 $x P y$  が成立し、

$y R x$ が成立し、 $x R y$ が成立していないときは $y P x$ が成立し、 $x R y$ と $y R x$ が両方成立しているときは $x I y$ が成立していることになる。このように公理 I を満たす関係 R でもって、 $x$  と  $y$  についてのすべての関係を示すことができる。この意味で、公理 I を満足する関係 R は、「完全律」を満たす関係とも呼ばれる。さらに、公理 I を満足する関係 R は、 $x R x$ であるという「反射律」をも満たしている。公理 II を満足する関係 R は、「推移律」を満足している関係と呼ばれる。

そして、公理 I と II をともに満足する関係 R を「弱順序」あるいは「順序」と呼ぶ。したがって、合理的な個人とは、社会状態についてこのような公理 I と II を共に満たす「順序関係」を設定できる、すなわち「順序づけ」を行なうことができるかと仮定される個人をさす。

第 4 に、それら合理的な個人から構成される社会も、全体として、社会状態について、一つの序列づけを行なうと仮定する。しかも、その序列づけは、上述した公理 I と II を共に満足する「順序関係」を設定するものとする。すなわち社会は、社会状態について序列づけをするに当って、集団としての整合性あるいは合理性をもつと仮定する。

第 5 に、社会的順序づけは、各個人の順序づけによって決定されると考える。すなわち社会的順序づけは、個人の順序づけの関数であると考えられる。そこで、社会の設定する順序関係を  $R$  であらわし、各個人  $(1, 2, \dots, n)$  の設定する順序関係を  $R_1, R_2, \dots, R_n$  であらわせれば、このことは、次のように示すことができる(稲田, 1970, 27頁)。

$$R = f(R_1, R_2, \dots, R_n)$$

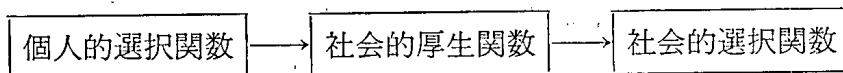
したがって、 $R_1$  が  $R_1'$  に変更になれば、当然に  $R$  も  $R'$  へと変化する。

そして、個人の順序関係が与えられたとき、社会的順序関係を作る関数  $f(R_1, R_2, \dots, R_n)$  を、アローは「社会的厚生関数」(social welfare function) と名づけた。すなわち、社会的厚生関数とは、個人的判断を社会的判断に集計 aggregate するルールあるいは社会的決定のルールである(村上, 1971, 114頁)。

また、個人についても社会全体についても、一つの順序関係を設定するとい

うこと ( $R_1, R_2, \dots, R_n$  および  $R$  の設定) は、選択対象の集合から、特定の対象を選択するということである。したがって、そこには各個人、社会についての選択関数が存在することになる。これを、それぞれ個人的選択関数 (individual choice function)——各個人がある社会状態と別の社会状態のいずれが自分にとって好ましいかを判断する規準、社会的選択関数 (social choice function)——社会的にみて、ある社会状態と別の社会状態のいずれが好ましいかを判定する規準、と呼ぶならば、社会的厚生関数は、前者から後者を作成するルールをさすことになる (稲田, 1970, 59頁)。これを図示してみると次のようになるであろう。

〔図1〕



社会的厚生関数の具体例としては、多数決ルール、全員一致のルール、独裁性のルールなど様々なものを挙げるができる。

第6に、アローは、上で説明した社会的厚生関数が持つべき条件として、次の5つを掲げた。<sup>(4)</sup>

条件1 〔社会的序列づけの整合性および個人的順序づけの変化の広範性〕

選択の対象に対する社会的な序列づけは、順序関係 (前述の公理 I と II を満足する関係) を設定するものであること。また、3個の選択対象に関する個人的な順序づけについては、論理的に可能なあらゆる組み合わせをとる。

条件2 〔社会的評価と個人的評価の正の関連性〕

1つの選択可能な選択対象  $x$  が、いかなる個人の順序づけにおいても、高い位置に移るか不変に留まるかであり、順序づけにおいていかなる他の変化も生じていない場合には、その選択対象  $x$  が、社会的順序づけの中で高い位置に移るか、少なくとも下落はしない。

条件3 〔無関係な選択対象からの独立性〕

すべての個人の、選択対象  $x$ ,  $y$  についてその順序づけが変らなければ、ほかの対象相互間またはほかの対象と  $x$ , またはほかの対象と  $y$  との順序づ

けが変っても、社会の  $x$  と  $y$  についての順序づけは変わらない。

条件4 [市民主権の条件]

すべての個人の順序づけがいかなるものであっても、たとえすべての個人が  $y$  を  $x$  より選好するとしても、社会が  $y$  を  $x$  より選好するという順序づけを表明することがありえない選択対象の対  $x$ ,  $y$  があってはならない。

条件5 [非独裁の条件]

あらゆる選択対象  $x$  と  $y$  について、無差別型の順序づけ ( $x I y$ ) でないかぎり、その順序づけがつねに社会の順序づけとして採用される個人は存在しない。

第7に、アローは、記号論理学の手法を用いて、次のような一般可能性定理を証明した<sup>(5)</sup> (1963, p. 59, 邦訳, 94頁)。

一般可能性定理：社会の構成員がいかなる仕方でも自由に順序づける選択対象が、少なくとも3つ存在する場合、条件2と条件3を満足し、公理 I と II を満足する社会的順序を生み出す社会的厚生関数はどれも賦課的となるか独裁的にならざるをえない (傍線, 傍注引用者)。  
(条件4) (条件5)

上記定理中傍線を施した部分は、前に示した条件1そのものを、また条件4と条件5を満足しないということを述べている。すなわち、条件1, 2, 3を満たす社会的厚生関数は、条件4と条件5を満たさないということを、一般可能性定理は示している。つまり、条件1—5のすべてを満たす社会的厚生関数は存在しないということを、アローは証明したのである。

民主主義的な社会あるいは民主的なルールが好ましいという前提に立つと、条件1—5は自然に出てくる条件である。このため、アローの一般可能性定理がこれらの条件を全部満たすルール (社会的厚生関数) は存在しないということを主張するものであったため、それは民主主義社会の存立に対して、大きな疑問を投げかける結果となった。<sup>(6)</sup> すなわち、社会的な意思決定は、社会の様々な場面で絶えずなされているが、それらの社会的意思決定は、アローの掲げた条件1—5のうちのいずれかに抵触していると考えられるからである。

ところで、アロー以来の社会的選択理論の主たる研究方向は、次のように3

つに分類できるといわれる（村上，1971，117—140頁，長名，1977，196—207頁参照）。

1. アローの一般可能性定理をさらに一般化する研究。すなわちこの研究方向とは，アローの掲げた条件のうち「どの条件も強化せずにある条件を緩和しても依然として一般可能性が成立するか否かを確かめること，換言すれば，一般可能性定理が成立するための極小条件群を見出すという方向の研究であるが，これは未解決のものとして残っている。」という状態である（長名，1977，205頁）。

2. 条件1に規定されている個人的順序の範囲の広範性を緩和することによって，一般可能性定理が成立しない場合を発見するという方向の研究。

3. 条件1に規定されている社会的順序の整合性の要求を緩和することによって，一般可能性定理が成立しない場合を発見するという方向の研究。

### 3. 社会的選択理論と会計問題

さて，前章において概説した社会的選択理論は，どのような会計問題に関連を有し，どのような会計研究を喚起するのであろうか。すなわち，個人の嗜好もしくは判断から，整合的な社会的嗜好もしくは判断が形成されることが，会計をめぐるどのような状況下において要求されるのであろうか。

#### 3—1 社会的選択理論と会計政策

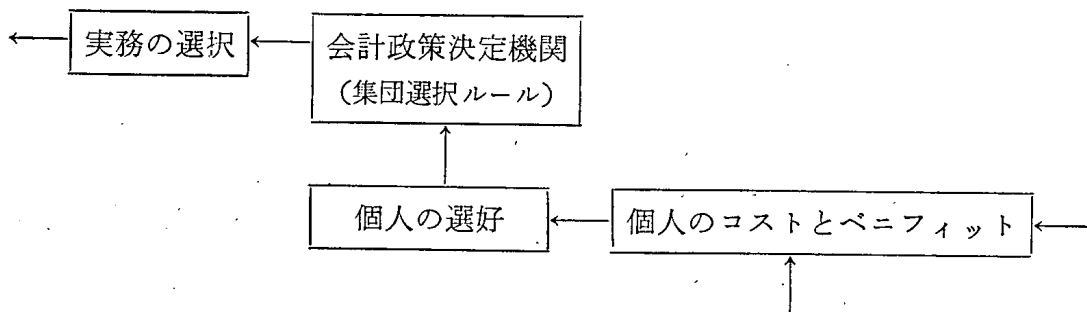
これまで，アメリカにおいては，APBやFASB，SECなどを中心として，数々の会計基準が設定されてきた。会計基準の設定とは，数多くの代替的な測定および報告方法から，「好ましい」もしくは「承認可能な」会計方法を選択するということである。ここでいま，（1）それらの代替的な会計方法が理論的にも，現実にもそれぞれ異なる社会的諸影響を引き起こし，それによって社会を構成する諸個人がそれぞれの影響を受けることが確認されるとしよう。また，（2）民主主義社会のルール——社会的な政策決定は，個人の嗜好，判断から乖離することは好ましくない——を尊重するという前提に立つと

しよう。

そこで、会計代替案を選択し、それを適用させることは、第(1)の前提からすなわちある特定の社会的影響を引き起こすという点から、まさに社会的な意思決定(選択)問題と考えることができる。また、第(2)の前提から会計代替案の選択にあたっては、個人の嗜好、判断をよりよく反映する社会的選択方法(集団選択ルール)を採用しなければならないという要請が生じる。すなわち第(1)と第(2)の前提が実際に成立してはじめて、会計基準の設定活動に対して、社会的選択理論が適用される可能性が生じるのである。

さて、社会的選択理論がそのまま適用される理想的な会計状況を図示してみよう。

[図2]



(May and Sundem, 1976, p. 752 より一部修正)

上図は、次のことを示している。各個人は、会計政策  $x$ ,  $y$ ,  $z$  について、それぞれのコストとベニフィットが計算でき、それをもとにして、各個人が  $x$ ,  $y$ ,  $z$  についての順序関係を設定する。また集団選択ルールを採用した会計政策決定機構が存在し、各個人の設定した順序関係に基づき、会計政策  $x$ ,  $y$ ,  $z$  について順序関係を設定する。なお、ここで言う集団選択ルールとは、前章で説明したアローのいう社会的厚生関数であり、選択される実務とは、会計政策決定機関が会計政策  $x$ ,  $y$ ,  $z$  について設定した順序関係において、最上位を占める会計政策ということになる。

しかしながら、アローの証明した一般可能性定理によるならば、たとえ各個人が会計政策に関して整合的な判断すなわち順序関係を設定できたとしても、アローの賦課した5つの条件を同時に満たす集団選択ルールは存在しないとい



うことである。つまりここで会計政策  $x$  が選択されたとしても、それは5つの条件のうちいずれかを満たさずに決定されたということである。

ところで、社会的選択理論に言及している会計学上の文献には、デムスキー Demski (1974)、ビーバーとデムスキー Beaver and Demski (1974)、メイとサンデム May and Sundem (1976)、クッシング (1977)、アメリカ会計学会・外部財務報告書に関する概念および基準委員会—以後外部財務報告書委員会と略称—AAA (1977)、アメリカ会計学会・会計情報の社会的影響に関する委員会—以後会計情報影響委員会と略称—AAA (1978) などがある。これらの文献における主張は、前述した前提 (1) と (2) に基づいてなされていると考えることができる。またクッシング (1977) を除いて、その他の文献にみられる主張は、すべて次の特徴 (a) をもっている。

(a) 社会的選択理論といっても、アローの証明した一般可能性定理 (民主主義社会において最小限の条件と考えられる条件をも同時に満足する集団的選択ルールは存在しないという否定的結論) そのもののみを、会計政策決定問題に適用している。

しかし、どのような文脈において、一般可能性定理が引用されているのかという点に関しては、それらの文献の間に若干の差異が認められる。以下その点に関して、デムスキー (1974)、ビーバーとデムスキー (1974)、外部財務報告書委員会 (1977) の見解について<sup>(7)</sup> みてみよう。

デムスキー (1974) は、まず財務報告代替案からある1つの代替案を選択する場合の個人にもたらす影響を、一般均衡理論において用いられているモデルを用いて、個人の消費計画に変動があるという形で示した。次にそのようなモデルを準備することにより、代替的な財務報告政策 (会計政策) には、ある人々には利得をもたらす、他の人々には損害を与える場合があることを指摘する。すなわち、情報システムを変更することは、情報システムを不変のままにしておいて、初期保有を再分配すること、すなわち富の再分配と同一であるとデムスキーは考える (Demski, 1974, pp. 222—227)。

そこで、デムスキーは、財務報告代替案の比較には、だれも反対する者がい

ないとか、パレート最適といった概念より強力な最適性概念が必要となると指摘する。ここで一般可能性定理が引き出される。すなわちデムスキーは、次のように述べている。

「最適な財務報告システムとはどのようなものかという問題は、アローの条件を満たす方法でもって個人の選好や意見を統合するということをもってしては、アプローチできない」(1974, p. 228)。

しかし、各代替案について比較をし、選択を行なわねばならない。どのような方法もアローの掲げた条件をすべて満たすということはないが、ある選択方法が他の選択方法に比べて好ましいということは考えられる。そこで、最適性概念は、実際に用いられている制度的な選択方法と関連を有するようになる。そして、デムスキーは、自由放任(市場)アプローチ、投票手続、賦課的方法などの検討へと進む(Demski, 1974, pp. 228—231)。

また、ビーバーとデムスキー(1974)は、財務会計の目的に関する議論において、一般可能性定理を引用する。

ビーバーら(1974, p. 175)は、まず一般可能性定理に基づき、どんな選択方法もアローの条件のどれかに抵触すると述べ、そこで「問題は、当然にどの条件を無視するかということになる。おそらく目的の持つ役割りとは、この問題に接近することである。より詳しく言うならば、目的の役割りとは、財務報告上の議論の解決の基礎を提供する $V_i$ と $V$ 間の関係を特定化することである。」と主張する。ここで $V_i$ とは、前章で説明した個人的選択関数であり、 $V$ とは社会的選択関数である。すなわち $V_i$ とは個人のもつ順序づけの関係を、 $V$ とは社会のもつ順序づけの関係を表している。

このように、 $V_i$ から $V$ への移行について満足できる方法がない以上、究極的にはだれの福利とだれの福利とをいずれの次元においてトレード・オフするのかということについての価値判断もしくは倫理的判断を下さねばならない。もちろん、どのようなトレード・オフが好ましいかは未解決の問題であるが、財務会計の目的を記述するということは、このようなトレード・オフについてある指針を提供することになると、ビーバーらは主張する。そしてさらに、こ

のように目的を記述して  $V_i$  から  $V$  への移行関係を特定化しない限り、FASB の意思決定が一貫したものになると考えることは困難であると、ビーバーらは考える (Beaver and Demski, 1974, p. 175)。

さらに、外部財務報告書委員会 (1977) は、代替的な理論アプローチの 1 つとして、情報経済学的アプローチを挙げている。情報経済学的アプローチは、情報市場への規制介入 (会計政策の決定) が効率的な資源配分もしくはより公正な所得分配をもたらすかどうかを究明する手段を提供する。しかし、規制介入することによって、実際により好ましい結果を引き起こしているかどうかという点については、現在十分な説明がなされていない。

そこで、仮りに情報の市場的配分が不効率な資源配分をもたらしているという状況を考える。そうすると必然的に、規制介入—政策決定をする際にどんな規準が用いられるべきか、すなわちどんな非市場的分配規準を見出すべきかということになる。そこではいわゆるコスト・ベネフィット分析が遂行される。ここで、同委員会は一般可能性定理を引用して、コスト・ベネフィット分析を行なうとしても、十分に定義された目的関数を採用するという考えは、アローのパラドックスに抵触するので、非常に非現実的なものとなると主張する。すなわち、個人レベルにおいて、会計システム設計について十分に定義された規準をもつとしても、そのことのみによっては規制のための特定の規準はもちえないということである。つまり、政策問題は、ある概念的に十分に定義された規準を極大化するということによって定式化されえないと同委員会は主張するのである (AAA, 1977, p. 25, pp. 36—37)。

なお、同委員会は、このようなコスト・ベネフィット分析が十分にできないことが、今日いずれの理論アプローチも決定的な承認を獲得しえないでいることの原因の一つとなっていると述べている (AAA, 1977, p. 31)。

### 3—2 クッシングの批判的見解

さて、前節で説明したデムスキー (1974)、ビーバーとデムスキー (1974) などの見解に対して、クッシング (1977, p. 308) は、「FASB のメンバーの

ような会計政策決定者がそれらの文献を検討するならば、社会的選択理論は、会計原則の探究について、悲観的な予測を提供するものだと容易に結論づけることになろう。」(傍点引用者)と性格づけている。さらに、それらの見解に対して、クッシングは基本的に次に示すような2つの批判を加えている(1977, p. 31)。

(1) 異質的利用者(heterogeneous users)を基本的な仮定として採用しているが、それについては、論理的および経験的妥当性に関して問題点があること。

(2) アローの一般可能性定理そのものについて問題点があるにもかかわらず、それに言及することなく、推論の過程において、機械的に一般可能性定理を引用していること。

第(1)の批判点について説明しよう。

この異質的利用者という仮定を前提とすると、極端に言えば、ある情報システムが奇怪な嗜好をもつ人を除いて、すべての人々に選好されているとしても、それは社会的に最適ではなくなると主張されることになる。すなわち最適性概念が非常に限定的なものになるという欠陥を、クッシングは指摘する(Cushing, 1977, pp. 311—312)。そこで、異質的利用者という仮定を排除し、最適会計原則が設定される状況を考察するためには、次のような2つの問題点が解決されねばならないと主張する(Cushing, 1977, p. 312)。

(a) 現実世界における各財務諸表利用者について、嗜好や信念にはどれほどの差異が認められるか。

(b) 財務諸表利用者の嗜好や信念に関して、完全な同質性の仮定より、より魅力的であるが、完全な異質性ほどは厳密でなく、しかも財務報告についての論争を解決する希望をいだかせるような社会的選択理論をもたらす代替的な仮定が存在するであろうか。

問題点(a)は、経験上の事からであり、実証手法は完全なものではないということもあり、すぐには決定的な解決は図れないと、クッシングは主張する。

問題点(b)に関しては、クッシングは次に述べるようなアロー(1963,

Chap. 7) の見解を基礎にして、解決の方向を示している。アローは、前記著作の「社会的厚生判断の基礎としての類似性」と名づけられた第7章において、次に示すような単峰型選好の場合の可能性定理を証明している(1963, p. 78, 邦訳, 124頁)。

単峰型選好の場合の可能性定理: 個人の数<sup>(8)</sup>が奇数である場合、選択対象の数<sup>(8)</sup>がいくつであっても、多数決の方法は条件1<sup>(8)</sup>と2—5を満足する社会的厚生関数である。

この定理の意味するところは、個人の順序づけの変化の範囲をせばめ、個人の嗜好にある同質性を仮定した場合、すなわち、前章において説明した条件1を弱めた場合には、他の条件2—5をもすべて満足する社会的厚生関数が存在するということである。そこで、アローは引き続いてさらに、考えられる同質性のタイプについても検討を加えている。

このようにアローの行なった分析は、まさにクッシングの提起した問題点(b)の解決に直接役立つものであった。そこで、クッシングは、アローの証明した単峰性型選好の場合の可能性定理や考えられる同質性についてのアローの分析に依拠して、問題点(b)の解決について2つの方向を示すことになる。

1つは、社会的意思を究明する方向である。政治哲学の理想主義学派の学説は、種々の外的影響を受けて任意に与えられた瞬間に存在する個人的意思と、すべての人々に賦与されていると想定されすべての人々にとって同一の一般的意思とを区別すべきだというものである。そしてこの一般意思すなわち社会的意思を追求していけば、社会の構成員の嗜好の同質性を把握できるであろうとクッシングは考える。クッシングは財務報告代替案に関する社会的意思の例として、すべての人々が財務諸表は時系列的にも、企業間においても比較可能性をもつべきであるということに同意するということを挙げている(Cushing, 19-77, pp. 312—313)。

1つは、社会的選択機構そのものの自体が、社会における個人に対して価値を有している可能性がある。したがって、この点について究明していくならば、

社会の構成員の嗜好の同質性が発見できるのではないかと考えるのである。クッシングはこの例として、次のように述べている。FASBが、すべての個人によって強く望まれている会計政策決定機関であるとする。そして、FASBによって先入先出法が指定されたとする。この時、FASBが指定しなかったならば後入先出法を選好していた個人が、FASBが指定した先入先出法を選好するという場合である (Cushing, 1977, p. 313)。

次に、第(2)の批判点について説明しよう。

クッシングは、アローの賦課した5つの条件について、次の2点に関して多くの議論が生じていることを指摘する (1977, p. 313)。

- ㉑ 社会的序列づけに関して、推移性を要求していること。(条件1)
- ㉒ 無関係な選択対象からの独立性を要求していること。(条件3)

問題点㉑に関して、クッシングは次のように述べている。個人の序列づけに関しては、推移性は合理的な条件であると考えられているが、これを社会的序列づけにまで拡張することに対して、アローは十分に根拠づけをしていないということが、推移性の条件に対する主要な批判点である。アローは、このような批判や、社会は他の条件を満足するためにすすんで推移性を犠牲にするであろうという主張に対して反駁はしているが、それはすべてが説得的なものであるとは言い難い (Cushing, 1977, p. 314)。

そこで、クッシングは選択案が2つ(必然的に社会的序列づけに対する推移性の条件は不要となる)の場合には、アローのパラドックスに落ち入らないで済むことを指摘する。すなわち、代替案が2つのような会計問題——リース会計や合併会計問題——については、解決がつくような社会的選択機構が存在すると考えられるとクッシングは主張する。また選択案が3つ以上の場合においても、ある社会的選択機構に依拠した場合に、推移性を満たす社会的順序づけが達成できないとしても、アローがしたようにその選択機構を拒否するのではなく、次善の賦課すべき条件群を展開することができる。そのような方向に向かうならば、アローの一般可能性定理は、最適会計原則の可能性に対して門戸を閉ざすものではなくとなると考えられるとクッシングは主張するのである (Cushing,

1977, p. 314)。

しかし、筆者は、クッシングの推移性の条件に関する批判についての説明には、若干の疑問を感じる。なぜなら、アローは、他の条件を満たすために推移性の条件を社会が現実に犠牲にするという可能性は、拒否していないのである。ただ、社会的序列づけにおける推移性の条件を非常に重要なものと考えて、推移性の条件を除外した場合について、どのような結論が引き出せるのかということについて研究をしていないということだけである (Arrow, 1977, ii 頁参照)。この点クッシングは若干の誤解をしているように思われる。また、アロー自身、選択案が2つの場合についてはもちろん言及しており、次のような可能性定理を証明している (1963, p. 48, 邦訳, 76頁)。

選択対象が2つの場合の可能性定理：選択対象の総数が2つの場合、多数決の方法は条件2—5を満足する社会的厚生関数であり、個人的順序のあらゆる組に対して所与の選択対象の社会的順序を生ずる。

さらに、クッシングが主張する、ある社会的選択機構が推移性の条件を満足するかしないかという点に拘泥することなく次善の条件群を研究するという方向は、クッシングが批判の対象としているデムスキー (1974, p. 232) においても主張されているのである。この意味で、一般可能性定理をそのまま推論の過程において用いているからといって、それを悲観論と分類するのは早計であるように思われる。

また、問題点⑥については、クッシングは次のように述べている。1951年にアローがその著作「社会的選択と個人的評価」第1版を出版した後、この無関係の選択対象からの独立性の条件に対して、ハイルドレス Hildreth (1953) とグッドマンとマーコウィッツ Goodman and Markowitz (1952) から批判が寄せられた。そして、これらの批判に対するアローの反論のうち、この独立性の条件を除去すると、個人間の効用比較を行なわねばならなくなるという反論については妥当性が認められるが、その他の反論には妥当性が認められない (Cushing, 1977, p. 315)。

以上、長々とクッシングのデムスキー (1974)、ビーバーとデムスキー (1974)

などの見解に対する批判について述べてきたが、異質的利用者の仮定を棄却すべきであるという第(1)の批判点は、そのことを主張するにもやはり経験的検証が必要であるという点で決定的でない。また第(2)の批判点に関連してなされたアローの理論に対する批判のうち、推移性の条件に関するクッシングの批判については、前述したように承服しがたい点がある。この意味で、クッシングの下した第(2)の批判点も決定的でないと言っていることができる。

#### 4. 会計研究における社会的選択理論の意義と限界

ここで、社会的選択理論を会計研究に応用する際に留意しなければならない点について述べることによって、会計研究における社会的選択理論の限界を指摘しておきたい。

アローは、社会的選択理論を展開する出発点として、各個人が、選択案について順序関係を設定できることを前提とした。しかし現実には各個人が、例えば会計政策  $x$ ,  $y$ ,  $z$  について、自分に対する影響を考慮して、適切な順序関係を設定できるであろうか。おそらく、各個人がそれほどの情報を得ることは困難であろう。またデムスキー Demski (1973, pp. 721—722) は、個人レベルにおいて、どんな基準集合を用いても、常に完全性および推移性を満たす序列づけをすることは不可能であると述べている。すなわち規範的会計基準の不可能性を主張している。また仮りに、各個人が会計政策に対して適切な順序関係を設定でき、集団選択ルールを採用している会計政策決定機構が存在するとしても、その選択機構が個人の選好について十分な調査研究を行なうことは困難であろう。

このように、社会的選択理論の成果である前述したようないくつかの定理は、現実とは異なると思われる仮定を前提として、ある程度任意に賦課された諸条件とから演繹的に引き出された結論である。したがって、肯定的結論を示す可能性定理にしても、否定的結論を示す一般可能性定理にしても、それらの定理は、個人が代替案について合理的な順序関係を設定できないという現実の状況下において、何の予測も提供するものではない。いわんや、ある好ましい



社会的結果が生じるとか生じないとかを主張しうるものではない。すなわち、それらの定理の内容そのものを現実が生じていることであると、錯覚してはならないのである。

逆に言うならば、それらの定理が決定的な重要性をもつのは次のような場合である。すなわち、各定理において前提とされている事から（これも条件中に規定されているが）が現実と一致し、その上に、その他の賦課されている条件について、各個人の間合意が形成されていることが明らかにされた場合である。この場合、それらの定理は、定理に示されているある集団選択ルールを採用したときには、各個人のもつ選好を、賦課された条件を満足する形で統合できるあるいはできないという予測をもたらすことができるであろう。

したがって、証明された各定理を、直接的に会計政策決定問題に適用することには問題があるといえよう。例えば前章で述べたようなアローの単峰型選好の場合の可能性定理は肯定的結論を主張するものであるからといって、この定理に依拠して、会計政策決定機構は多数決ルールを採用すべきであるという主張はできない。なぜなら、会計政策について、各個人が単峰型の選好をもつかどうかは明らかでない。また仮りに各個人が単峰型の選好をもつとしても、その可能性定理において述べられている条件について、各個人間に合意が形成されているかどうか明らかでないからである。それについて実証的な研究がなされねばならない。もちろんこの場合、個人レベルについての調査研究は困難であろうから、いずれのレベルにおいて調査研究を行なうかという問題も生じてこよう。しかし、いずれにしても、証明された定理そのものから、いきなり規範的な見解を主張することは誤りであろう。

それでは、社会的選択理論は会計研究においてどのような意義をもつのであろうか。

第1に、個人の嗜好と一貫した社会的判断を下すべき会計状況すなわち会計政策決定問題に、研究者の関心をひきつけるであろう。さらには、会計政策決定機構ないしはそこで用いられている集団選択ルールに対する研究者の関心を喚起することになるろう。

第2に、現実の会計政策決定状況もしくは会計政策決定主体を分析する枠組みを提供するということである。アローの一般可能性定理に照らして言うならば、現実に行なわれている会計政策決定は条件1—5のうちいずれかを無視しているわけであり、それを発見することによって、現実の会計政策決定の状況を把握することが可能となろう。

さらに、条件1—5を分析するならば、それは、①個人的選択関数にかかわるもの（条件1）、②社会的選択関数にかかわるもの（条件1）、③個人的順序づけの変化に対応して、社会的順序づけが変化する仕方にかかわるもの（条件2—5）に分けることができる。したがって、現実の会計政策決定状況を、これらの条件の内容①、②、③に即して究明していくならば、それだけより精細な研究が遂行できるのではなからうか。

例えば、①個人的選択関数については、情報利用者もしくは利害関係者の、個人もしくは集団レベルにおける会計政策に対する選好ならびにそれらの人々の選好にみられる同質性について、調査、研究がなされよう。また、②社会的選択関数に関しては、これまでなされた会計政策決定について調査、研究がなされよう。またそれらの決定に当って、どのような規準が存在しているのかが追究されよう。さらに、それらの①と②の条件内容に関する調査研究結果を照合していくことによって、③の条件内容に関する事がらが明らかにされるであろう。

以上述べたように、社会的選択理論は、直接的というよりも逆説的な意味で、会計政策決定をめぐる現状の分析に、手段を提供するものと言えよう。<sup>(9)</sup>

## 5. 企業会計審議会方式をめぐる若干の検討

会計基準の制定活動をこれまで通り、企業会計審議会に委ねるべきか否かという規範的な議論は差し控えて、<sup>(10)</sup> 会計政策決定機関としての企業会計審議会の現状について、前章で述べた方法を基礎として若干の検討を行ない、多少の提言をしたい。

企業会計審議会内部では、集団選択ルールとしては、企業会計審議会令第6

条に議決の方法として「……議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」と規定されているので、多数決ルールが採用されていると考えられる。しかし、審議会内部でどのような議論が展開されているのか、議事録が作成されているのかも明らかでない。議事録が作成されているとしても公表されていない。このようなことが認められているのは、企業会計審議会の法的な地位に由来する。この点について、熊野氏は、明確に次のように述べている。

「企業会計審議会は大蔵大臣の諮問機関であり、諮問に応じて調査審議し、大蔵大臣に対して勧告又は報告を行なうことが仕事になっている。したがって、企業会計審議会は会計基準を設定する権限は法律によって与えられていない。企業会計審議会の諸報告は企業会計審議会という権威のみによって規範力をもたない。それに規範性を持たすためには、この報告又は勧告を受け取った大蔵大臣がこれを法案として国会に提出し、これが両院を通過して法律とならなければならない。あるいは、法律によって大蔵大臣が委任されている場合には、その委任の範囲内で、これらの報告又は勧告を政令省令という型式で公布して初めて規範力を持つことになる」(1978, 22頁)。

いずれにしても、企業会計審議会内部の状況については、情報が十分でない。しかし、企業会計審議会は、あくまで審議会であり、審議会一般の性格は保有しており、細部については明確でないにしても、他の審議会とも共通の性格を備えていると考えられる。そこで、審議会に関する一般的な議論もしくは他の審議会内部に関する情報なども参考にしたい。

審議会には、大きく分けて2通りの形態が認められる。1つは、専門技術者を主とする審議会であり、1つは、国民各層の利益代表委員を主とする審議会である。また、どちらの形態の審議会にしても、委員の資格については「学識経験者」が重要視されている(兼子, 1975, 156頁)。言うまでもなく、企業会計審議会は、前者に属する審議会であり、委員の資格について「学識経験者」を重視するという点で、例外的ではない(企業会計審議会令第4条, 第8条参照)。

ところで、企業会計審議会は、形態面から言うならば、会計基準の設定活動

を社会的な意思決定問題と捉えていないように思われる。むしろ、このような形態をとっていても、次の2つのことが主張できれば、企業会計審議会は会計基準の設定活動を社会的な意思決定問題と捉えていることになる。第1に、審議会委員などの選任に当って、不偏的な基準が機能している。第2に、審議会の構成メンバーである学識経験者および関係各行政機関の職員が、会計政策をとりまく多くの利害関係者についての、個人もしくは集団レベルの会計政策に対する選好を熟知しており、それらの選好を中立的な立場で調整を行なうことができるか、あるいは少なくとも審議会自身積極的にそれらの選好について調査研究を行なっているということである。

第1点については、企業会計審議会は、所管行政庁による委員自由選任制がとられているものと思われる（兼子, 1975, 156頁参照）。すなわち、企業会計審議会の委員、臨時委員、幹事は、大蔵省証券局、企業財務課の手によって実質的に選任され、大蔵大臣によって任命される。しかし、選任の際にどのような基準が機能しているのか明らかでない<sup>(11)</sup>。いずれにしても、企業会計審議会の構成メンバーの選任に当っては、大蔵省の裁量が広く認められている。

第2点についてはどうであろうか。中村教授（1978, 12頁）は、過去において、原価計算基準の仮案についての学会討議、連結財務諸表に関する意見書の仮案の公開、企業会計原則については、44年8月に「幹事試案」、同12月に「修正案」の公表があった事実を指摘している。しかし、企業会計審議会は、これまで、情報利用者もしくは利害関係者の会計政策への選好を調査研究するという点についてはもちろん、広く各界の意見を聴取するという点についても、さほど熱意を示してこなかったように思われる。

このように、企業会計審議会は、これまで、会計基準の設定活動を社会的な意思決定問題とは捉えてこなかったと考えられる。

さて、今まで述べたことに基づいて、アローの賦課した条件群に照らして、企業会計審議会について考察してみよう。

条件1の各個人が会計政策について、順序関係を設定するという点については、前述したように、それは困難なことであろう。それにしても、企業会計

審議会には積極的にそれらの順序関係—選好を調査しようという態度はみられなかった。この点については、中村教授(1978, 12頁)の提案にもみられるように、FASB方式(討議メモの作成→公聴会の開催→公開草案の作成→ステートメントの作成, 公表)を採用することは無理としても、公聴会の開催, 公開草案の作成を図るべきではなからうか。

また条件2—5については、企業会計審議会委員の選任基準の不明確性、審議会内部の議論内容の非公開などにより、十分に満たされているとは主張できないであろう。すなわち、ある特定の委員の見解が常に審議会の見解となる(条件5無視)、あるいはすべての委員の見解が会計政策xを選好するとしても、何らかの力が作用して、審議会の見解としては会計政策yが選択される(条件4無視)という事態も起きかねない。また、審議会外部からの横やりが入って、審議会の独立性が維持できない(条件3無視)という事も起こりうる可能性をもっている。

このように、企業会計審議会は、そもそも会計基準を設定することは、社会的意思決定であるという認識が希薄であるし、条件1—5を十分に満足しているとも言い難い。<sup>(12)</sup>

そこで、行政の効率性とのかねあいもあろうが、今後、企業会計審議会が、会計政策決定の社会性に着目し、条件1—5をよりよく満たす方向に進むべきであるとするならば、利益代表制的な審議会へ脱皮すべきであると考え。そのためには、最低限、①公開草案の作成、②公聴会の開催、③企業会計審議会令に、審議会メンバー選任基準の規定を設けること、④審議の内容の公表などが行なわれるべきであると考え。おそらく、このことまたそのことによるのみ、企業会計審議会からの報告、意見書は、真の規範力を獲得しうると考える。

## 6. むすび

筆者は、社会的選択理論の成果である諸定理から直接に、会計政策もしくは会計政策決定機構に対する規範的な見解は引き出せないことを指摘した。ただし、現実の会計政策決定状況の分析の枠組みを提供するという点では若干の有

用性が認められると考える。

このように社会的選択理論が会計研究において、その有効性を十分に発揮できないのは、社会的選択理論が十分に精緻化されていないということ以上に、次のことに原因があると考えられる。第1に、①会計情報利用者などの会計政策および会計政策決定機構に対する選好、②会計政策決定機構の実態、③会計情報のもつ資源配分、所得分配への諸影響についてのデータが不足していること、第2に、それと関連するが、説明理論としての会計理論構築への志向が希薄なことである。端的に言うならば、会計政策決定の社会性に対する認識が不十分であることが、社会的選択理論の会計研究における有効性を減殺していると言えよう。

また、我が国の会計基準設定機関と考えられる企業会計審議会についても、その会計政策決定の社会性に対する認識の欠如が、その形態面においても、また実質面一審議、運営面にも表われている。そのことは、例えば前者については審議会メンバーの選任方法に、後者については会計政策決定プロセスにおける諸手続<sup>(13)</sup>ないしは実際の審議内容などに見出される。

以上述べたように、筆者は、社会的選択理論と会計研究との関連性の考察を通じて、会計研究者、会計政策決定者、会計政策決定機関のいずれをとってみても、会計政策決定（会計基準設定）活動のもつ社会性に対する認識が不十分であるということを強く印象づけられたのである。

なお、今後の研究課題としては、上述した①—③の事柄らについて、極めて困難な作業と思われるが、十分にデータを収集しなければならない。それによって、個人的選択関数の実態、会計政策決定機構において用いられている社会的厚生関数の実態、会計政策の社会的影響の実態が明らかにされるであろう。また、それらのデータを基礎にするならば、説明理論としての会計理論の確立が容易になるとともに、個人レベルあるいは集団レベルにおいても、会計政策に対して、適切な順序関係が設定できることになろう。このような状況が生じたとき、社会的選択理論は、会計政策決定問題に対して、その威力を十分に発揮できることになろう。

## 注

- (1) 本稿では「会計政策」あるいは「会計基準」、「会計政策決定」あるいは「会計基準設定」、「会計政策決定機構（関）」あるいは「会計基準設定機関」などの用語を、たびたび使用するが、それぞれの対の前者と後者の用語は、ほとんど同意であると解釈していただきたい。強いて言うならば、前者は後者よりも抽象的な意味合いで用いている。
- (2) ここで紹介する社会的選択理論に関連をもつ諸見解を系統的に紹介しているものに、ミューラー（1977<sup>a</sup>, 1977<sup>b</sup>, 1977<sup>c</sup>）があるので参照されたい。
- (3) 社会的選択理論の主題そのものは、多数決ルールのもつパラドックス（投票の逆理）を解明するということであるが、その他の多くの社会的パラドックスの存在とその解決のための試案が市井（1977, 105—110頁）に示されている。
- (4) これらの条件の内容は、前述した部分と一部重複する点があるが、説明の便宜上、すべてを掲げることとする。

なお、以下に示す条件群は、1951年に出版されたアローの著書「社会的選択と個人的評価」第1版において提示された条件群である。ところで1963年に同書第2版が発行されるにあたって、第8章が追加された。そこ（1963, chap. 8）において、アローはブラウ Blau（1957）の批判を受け入れ、第1版で提示した条件群に若干の修正を加えた。その修正された条件群は、次の通りである。

条件1' [社会的序列づけの整合性および個人的順序づけの変化の最大の広範性]  
 選択対象全体に関する論理的に可能な順序づけは、すべて整合的な社会的順序づけをもたらす。

条件3 [無関係の選択対象からの独立性]

条件P [パレート原理]

すべての個人に対して  $xPiy$  ならば  $xPy$  である。

条件5 [非独裁性]

そして、次のような一般可能性定理を証明した。

一般可能性定理：条件1', 3, P, 5は整合的でない。

なお、条件Pは、本文で述べるところの条件2と4、それに条件3から演繹できるため、ここで示した条件群と、本文で示す条件群とでは、条件1が条件1'に強化されるという点を除いて、ほとんど変わらない。

本章は、社会的選択理論を概説することに目的があるので、若干の問題点があるとはいえ、直観的に理解しやすいと思われる第1版において示された原初的な条件群を、以下示すこととする。

- (5) 証明は、アロー (1963, pp. 51—59, 邦訳, 81—94頁) を参照していただきたい。なお、稲田 (1970, 30—36頁) にわかりやすい証明が示されている。
- (6) 厚生経済学に対する影響も大きかった。アローの研究の厚生経済学における位置は次の通りである。

図1に示されている社会的選択関数, すなわちバークソン流の社会的厚生関数の存在を前提として議論をするのが, 従来<sup>1)</sup>の厚生経済学 (新々厚生経済学) であった。その意味で, アローの研究は, 政策の基礎固めをする厚生経済学のそのまた基礎を形成するものであるということが出来る (稲田, 1970, 40頁)。そのため, アローが, 一定の条件のもとで, 社会的厚生関数が存在しないということを証明したため, それは厚生経済学の存立を危うくするものであるとの印象を強く与える結果となり, 多くの根拠のない反論を引き起こした (稲田, 1970, 58頁)。

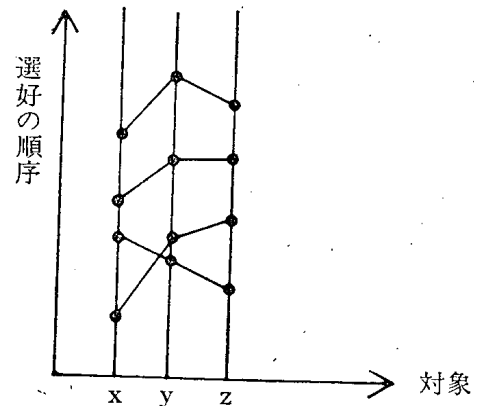
なお, 厚生経済学と社会的選択理論との関連については, 詳しくは, 熊谷 (1978, 342—367頁) を参照していただきたい。

- (7) ここでは, メイとサンデム (1976), 会計情報影響委員会 (1978) の見解については, 紙幅の都合で, 説明は省略する。前者は, 一般可能性定理を引用し, 集団的選択ルールの研究が, 会計研究者が直面している最も困難な研究であると述べている。また後者については, 一般可能性定理を引用し, コスト・ベニフィット分析の不可避性を主張している。この点, 次に本文で述べる外部財務報告書委員会 (1977) の見解とは, 推論の順序が逆になっている。
- (8) 条件1''は, 次のように示されている (Arrow, 1963, p. 77, 邦訳, 122頁)。

#### 条件1''

単峰型選好の仮定を満足する個人的順序の任意の組  $R_1, \dots, R_n$  に対して, 対応する社会的順序  $R$  は弱順序であるべきである。

なお, ここにいう単峰型選好とは, 右図におけるように, 各個人の順序づけにおける選好の高低を縦軸にとり, 対象を横軸に配置したとき, 対象の配置の順序を適当にとることによ



て, すべての個人について, その選好の高低を示す曲線が, 1つの頂上 (peak) をもつことができる選好をさす。この意味で, 単峰型選好といわれる。ただし, 頂上が平坦であってもかまわない (村上, 1971, 122—123頁参照)。

- (9) この点については, 平松講師 (1978, 136頁) が, セン Sen (1970) の見解に依拠して, 社会的選択問題の類型別考察の必要性を主張しているので参照されたい。



- (10) この点に関する議論は、江村教授（1977, 第11章）、黒沢教授（1977, 7頁）によってなされている。
- (11) この点については、企業会計審議会についての説明ではないが、ヤング Yung（1972<sup>a</sup>, 22—32頁）、村上（1972, 18頁）、佐久間（1972, 49—52頁）を参照されたい。
- (12) 角瀬教授（1978, 84—88頁）は、企業会計審議会の審議の内容およびそのあり方について述べておられる。参照されたい。
- (13) 角瀬（1978, 84頁）を参照されたい。

### 参考文献

- American Accounting Association (AAA), Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance* (1977).
- American Accounting Association (AAA), Committee on the Social Consequences of Accounting Information, *Report of the Committee on the Social Consequences of Accounting Information* (1978).
- Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., Cowles Foundation Monograph No. 12 (Yale University Press, 1963). 長名寛明訳, 社会的選択と個人的評価 (日本経済新聞社, 1977)。
- Beaver, W. H. and J. S. Demski, "The Nature of Financial Accounting Objectives: A Summary and Synthesis," *Studies on Financial Accounting Objectives: 1974*, Supplement to Vol. 12 of the *Journal of Accounting Research* (1974) pp. 170—187.
- Blau, J. H., "The Existence of Social Welfare Functions," *Econometrica* (April 1957), pp. 302—313.
- Cushing, B. E., "On the Possibility of Optimal Accounting Principles," *The Accounting Review* (April 1977), pp. 308—321.
- Demski, J. S., "The General Impossibility of Normative Accounting Standards," *The Accounting Review* (October 1973), pp. 718—723.
- \_\_\_\_\_, "Choice among Financial Reporting Alternatives," *The Accounting Review* (April 1974), pp. 221—232.
- 江村稔, 企業会計と商法 (中央経済社, 1977)。
- Goodman, L. A. and H. Markowitz, "Social Welfare Functions Based on Indi-

- vidual Rankings," *American Journal of Sociology* (November 1952), pp. 257—262.
- Hildreth, C., "Alternative Conditions for Social Orderings," *Econometrica* (January 1953), pp. 81—94,
- 平松一男稿「会計と社会的選択理論」, 企業会計30巻9号(1978年8月), 130—137頁。
- 細田哲稿「アメリカにおける会計政策研究の諸傾向」, 城西経済学会誌13巻2号(1977年12月), 1—21頁。
- 市井三郎稿「歴史の進歩とは何か」, 高島喜哉他(共著), 社会科学への招待(日本評論社, 1977), 91—110頁。
- 稲田猷一, 新しい経済学, 増補改訂版(日本経済新聞社, 1970)。
- 角瀬保雄, 経済民主主義と企業会計(税務経理協会, 1978)。
- 兼子仁稿「審議会」, 法学教室7号(1975年1月), 156—157頁。
- 熊谷尚夫, 厚生経済学(創文社, 1978)。
- 熊野実夫稿「会計基準の設定—会計原則・原価計算基準を中心に」, 産業経理38巻7号(1978年7月), 20—27頁。
- 黒沢清稿「会計学の考え方」, 会計ジャーナル9巻10号(1977年9月), 6—7頁。
- May, R. G. and G. L. Sundem, "Research for Accounting Policy," *The Accounting Review* (October 1976), pp. 747—763.
- ミューラー D. C. 稿「公共的選択の理論(1), (2), (3)」, 季刊現代経済27号(1977<sup>a</sup>年6月), 154—169頁, 28号(1977<sup>b</sup>年9月), 180—187頁, 29号(1977<sup>c</sup>年12月), 168—189頁。
- 村上尚文稿「法制審議会の機構と任務」, ジュリスト510号(1972年7月15日), 18—28頁。
- 村上泰亮稿「社会的選択の理論」, 村上泰亮, 嘉治元郎(編著), 現代経済学の展開(勁草書房, 1971), 111—149頁。
- 中村忠稿「会計基準の設定機関と設定方式」, 産業経理38巻7号(1978年7月), 8—12頁。
- 長名寛明稿「訳者解説」, 長名寛明訳, 社会的選択と個人的評価(日本経済新聞社, 1977), 191—207頁。
- 佐久間彊, 佐藤竺, 塩野宏, 林修一, 星野英一「座談会, 審議会」, ジュリスト510号(1972年7月15日), 34—57頁。
- Sen, A. K., *Collective Choice and Social Welfare* (Holden-Day, Inc., 1970).
- Yung, H. P., "The Government Advisory Commission System in Japan," *The*

*Journal of Comparative Administration* (February 1972). 田代健訳, 「審議会論(上), (下)」, 自治研究48巻5号(1972<sup>a</sup>年5月), 20—38頁, 48巻6号(1972<sup>b</sup>年6月), 81—96頁。